

仕 様 書

1 業務名

災害情報伝達手段の多様化へ向けた調査検討業務

2 業務目的

札幌市からの災害情報をより多くの市民に確実に伝達するため、既存の災害情報伝達手段に加え、新たに整備すべき手段の有無について検討を行う。

検討にあたっては、特にスマートフォン等を持たないなどの理由で災害情報を得にくい市民等への効果的な災害情報伝達手段について着目するとともに、事前に実施したアンケート結果を踏まえた市民ニーズについても考慮するものとする。

3 業務内容

- (1) 本業務を円滑に進めるための打ち合わせ協議を行う（業務着手時、中間時2回及び報告書提出時の計4回）。なお、中間時の打ち合わせ時期は、担当職員と協議のうえ決定すること。

- (2) 事前に実施済みのアンケート2件(※)の結果を分析し、市民ニーズを把握する。

※避難情報等電話サービス利用者向けアンケート(設問数：16問、回答数：395件、集計未実施)

インターネットアンケート(設問数：34問、回答数：500件、集計済)

- (3) 今後札幌市が新たに整備すべき災害情報伝達手段の調査を行う。

調査にあたっては、消防庁が発出する『災害情報伝達手段の整備等に関する手引き』にて同報系と称する情報伝達方式のうち、以下にあげるものを中心としつつ、本市にとって有効であると考えられる情報伝達手段について広く調査を行う。

ア 地上デジタル放送波を活用した同報系システム

イ 携帯電話網を活用した情報伝達システム

ウ ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム

エ IP告知システム

- (4) 調査した各情報伝達手段について、「災害情報伝達手段としての有効性」や「市民ニーズの反映」、「費用（イニシャルコストや10年間のランニングコスト）」などの様々な観点から比較検討を行う。

- (5) 上記(2)～(4)の内容について報告書としてとりまとめる。報告書は本書(A4判)と概要版(A3判、2枚以内)とをそれぞれ作成する。作成にあたっては、図示や写真の添付など視覚的に分かりやすいよう工夫すること。

また、以下にあげる観点において最も優れていると思われる災害情報伝達手段に

については、選定理由と効果範囲（対象者の属性や人数など）と併せて報告書中で明示すること。

ア 札幌市で整備済みの情報伝達手段と併せた際の有効性

イ 市民ニーズとの整合性

ウ 導入時の費用（ランニングコスト含む）対効果

4 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

5 成果品の提出

本業務の成果品である報告書は印刷物及び電子データで提出すること。

(1) 印刷物：報告書本書及び概要版 各1部

(2) 電子データ：CD-ROM 1枚

ア 業務報告書 Word 形式及び PDF 形式

イ 関連資料 Word 又は Excel 形式及び PDF 形式

6 その他

(1) 避難情報等電話サービス利用者向けアンケート結果は Excel 形式のローデータ及びレイアウトデータを、インターネットアンケート結果は単純集計及びクロス集計したもの並びにローデータ及びレイアウトデータ（Excel 形式）を提供予定。

(2) 委託者が保有する資料等で、本業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は当該資料等の借用を書面にて申し入れることができる。

また、受託者は、本業務が完了した際には貸与された資料等について直ちに返還すること。なお、貸与された資料等が電子データの場合は返還に代えて確実に消去すること。

(3) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしてはならない。

(4) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について他に漏らしてはならない。

(5) 個人情報を取り扱う場合は、別記『個人情報の取扱いに関する特記事項』を厳守すること。

(6) 本業務の履行による作成物の所有権は、全て委託者に帰属するものとする。

作成物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡する

ものとする。また、著作者人格権は行使できないものとする。

- (7) 本業務の履行に際して第三者の著作権、特許権及びその他の知的財産権等を使用する場合は、委託者がその方法を指定した場合を除き、受託者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。
- (8) 本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。
- (9) この仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分に踏まえ、本業務の履行に支障をきたさないよう協力するものとする。

7 担当

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課 中嶋

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所庁舎7階

TEL：011-211-3062